

マネロン・金融犯罪対策への取組強化について

令和7年12月4日

代表理事組合長 引頭 一宏

最近、様々な金融犯罪が発生し、その手法や手口も巧妙かつ高度になってきています。新聞等での報道を見て心配に感じておられる組合員・利用者の方々も多いのではないかと思います。国際的に金融機関が取り組まなければならない重要課題であり、当組合さらには社会全体の経済と発展を支えていくうえで、欠かせない取り組みです。また、マネロン・金融犯罪対策に取り組むことは、信用事業を営む当組合の責務でもあります。

当組合では、金融機関としての信頼性を確保するため、そして、お客様の大切な財産を金融犯罪からお守りするために、リスクベース・アプローチの実施および本人確認の徹底、取引モニタリングの体制を強化し、マネロン・金融犯罪対策の取り組みを重要な経営課題と位置づけ、一層力を入れて取り組むことといたします。

このたび、金融共済部金融課長を、マネロン・金融犯罪対策リーダーに任命し、組合全体としての取り組みの定着化・高度化に向けて、職員の先頭に立ち取り組みを進めてもらう予定です。私を含め常勤理事が主導的に、ガバナンス体制の強化を進めていくとともに、リーダーシップを發揮し、マネロン・金融犯罪対策が組合内で徹底され、組合員・利用者の皆さんに安心して当組合を利用いただけるよう取り組んでまいります。